

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回特別小委員会
議事録

令和 7 年 8 月 4 日
13:15～13:55
千葉労働局 1 会議室

令和7年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会

1 日時 令和7年8月4日（月）13：15 ～ 13：55

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、田中委員、中島委員

使用者側委員

坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

（1）委員長並びに同代理の選出

（2）意見陳述

（3）特定最低賃金の決定及び改正の必要性について

（4）その他

5 配付資料

資料No.1 特定最低賃金の件名について（案）

資料No.2 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表

資料No.3 特定最低賃金の審議結果について（令和6年4月～令和7年3月）

資料No.4 特定最低賃金の年内発効の状況（平成23～令和6年度）

資料No.5 千葉県及び全国の特定最低賃金の推移

6 議事内容

（賃金室長補佐）

ただいまから、令和7年度第1回特別小委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、今年度、第1回目の特別小委員会でございますので、委員長及び委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご

了承いただきたいと存じます。

まず、本日の特別小委員会の成立について報告いたします。

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

それでは、早速、委員長及び委員長代理を選出させていただきます。

なお、委員長、委員長代理は特別小委員会運営規程第4条により、公益委員の中から選出いただくことになります。

先に行われました、公益委員による協議の結果、委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員ということでお話がございました。

いかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただいま、委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員が選出されました。

それでは、委員長より就任のごあいさつをいただき、以後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

どうぞよろしくおねがいします。

皆様も十分ご承知おきだと存じますが、特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは少々位置付けが異なっておりまして、特定の産業について労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、労使の申し出により設定するものとされています。

この特別小委員会では、特定最低賃金の改正の必要性の有無などについて、意見調整を行うこととなりますが、全会一致が原則となっております。

本日は、意見陳述も行われますので、陳述内容も参考にされ十分に忌憚のない意見を出し合って、そのうえで最終的に全会一致でまとめればと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本特別委員会は、運営規程第8条「会議は委員の自由な発言を保証するため、非公開とする。」としていることから、非公開とさせていただきます。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

はじめに、事務局から特定最低賃金の件名について説明があるとのことですのでお願いいたします。

(賃金指導官)

資料No. 1 をご覧ください。

平成 19 年に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴いまして、千葉県特定最低賃金 7 業種のうち 3 業種の件名が変更されております。

変更後の 3 業種の名称は、表左側の正式名称のとおりでございます。

3 業種とも変更前より複雑且つ長い名称となっておりますことから、諮問文などには簡略せず正式な件名を記載いたしますが、審議中は例年同様に表右側の使用する呼称の件名を使用することにつきまして、皆様にお諮りしたいと思います。

(委員長)

それでは、特定最低賃金の件名については、資料No. 1 のとおり呼称を使用することとしてよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(委員長)

ご了承をいただきましたので、今後の審議では呼称を使用することとします。

次に、千葉労働局長に対して提出された最低賃金改正の申出書について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

資料No. 2 をご覧ください。

先日の審議会でも同じものを配布させていただいておりますが、各業種からの申し出につきましては、前回の本審議会でご説明したとおり、適用労働者数等、問題はございませんでした。

ここでは労働協約の最低額について報告いたします。

まず、新設決定の申し出「総合スーパーマーケット」の最低額は 1,135 円となっております。

次に、改正決定の申し出についてです。

調味料製造業は、最低額については資料の提出がされませんでしたので空白としております。

鉄鋼業は 1,266 円、一般機械器具製造業関係は 1,154 円、電気機械器具製造業関係は 1,198 円、精密機械器具製造業関係は 1,132 円、各種商品小売業は 1,135 円、自動車小売業は 1,171 円でございます。

なお、金額改正について、「必要性あり。」となった場合に設定できる最高額は、今申し上げた協約額などが最高額となり、最低額は地域別最低賃金を 1 円上回る額となります。

また、資料No.3 から 6 については、これまでの特定最低賃金の推移や全国の特定最低賃金の一覧でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、特定最低賃金の関係の意見書などについてご案内します。

第 444 回の審議会でも資料配布させていただきました、JAM 東京千葉 千葉県連絡会から「特定最低賃金に関する意見書」、マルヤマユニオンほか 25 団体から「2025 年度最低賃金に関する要請書」が提出されていることを報告します。

なお、内容につきましては、先日の審議会で説明済みでありますので割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

(委員長)

まず、念のためご確認いただきたいと思いますのですが、本日の特別小委員会の審議は特別小委員会運営規程第 2 条に定めるところにより、審議会における円滑な意思決定を図るため、労使の意見調整を予備的に行うものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題（２）の意見陳述に入ります。

最初に、事務局から意見陳述について説明をお願いします。

(賃金指導官)

意見陳述を実施することにつきましては、8 月 1 日の第 444 回本審議会においてご了解をいただきました。

本日は、6 業種について 4 名の方が意見陳述されます。

意見陳述が行われる業種及び陳述される方は、フード連合の■■■■様「調味料製造業」に関しまして、岡田委員から「一般機械器具製造業関係」及び「精密機械器具製造業関係」、U A ゼンセンの■■■■様から「各種商品小売業」及び「総合スーパーマーケット」、自動車総連の■■■■様から「自動車（新車）小売業」となります。

なお、陳述の順番はご紹介した順になります。以上でございます。

(委員長)

それでは、調味料製造業の意見陳述からお願いいたします。

(フード連合)

ただいま、ご紹介をいただきましたフード連合で関東エリアを担当している
■と申します。

本日は、千葉県調味料製造業の特定最賃の必要性審議における意見陳述の場を設けていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

それでは意見陳述をさせていただきます。

人が生きていく上で欠かせない食品を担う我々食品産業の中でも、醤油というこの業種につきましては、長年にわたり我が国に根付く日本を代表する調味料であり、日本人にとって欠かせない調味料ということは皆さんも十分ご存知だと思います。

加えて、近年は海外にも多く輸出をされておりまして、醤油製造業は我が国にとって重要な役割を担っている業種であると言えます。

具体的な産業動向としましては、国内では人口減少や食の多様化によって、国内における1世帯当たりの消費量は減少を続けています。

一方で、海外需要が拡大しており、輸出額は拡大を続けている。そんな状況にあります。

このような中で、エネルギー、原材料、物流費等の価格高騰が継続するとともに、物価高騰に対応できる賃上げが企業に求められる中で、これらに対応するための適正価格への転嫁の取組も引き続き課題となっているのが現状であります。

さて、千葉県は醤油の出荷量において全国のおよそ3分の1を占めて、1位となっております。

これは出荷量2位の兵庫県の実に2倍以上になっており、千葉県は日本の消費産業において極めて大きな役割を担う地域ということになります。

このことは、地方経済における貢献はもちろんのこと、日本の産業全体を支える極めて大きな役割を担っています。

一方で、醤油産業の事業者数は年々減少しておりまして、産業の維持・発展に向けた取り組みが喫緊の課題ということでございます。

醤油製造業は労働集約型産業が主である一方、深刻な労働力不足が継続しています。

現場実態としましては、設備の老朽化、差別化を図るための技術革新、海外需要の高まり、高まる健康志向、異なる文化・宗教への対応などの産業に求められるさまざまな課題解決へ取り組む必要がある中で、優秀な人材の確保は急務であるというふうに言っても過言ではありません。

このような中で、醤油製造業では大手・中小規模間や正規・非正規雇用間での

労働者の賃金格差が大きく、地域別最低賃金を上回る高い水準での公正な競争が必要な状況になっています。

賃金構造基本統計調査におきまして、食料品製造業の処遇は他の産業と比較して下位に位置しております。

具体的には、所定内賃金の指数は製造業 23 業種中 21 位という低位にあります。

その中でも、調味料製造業の労働環境は中小企業を中心に厳しく、賃金を理由とした人材流出も継続して発生しています。

また、大手・中小企業間及び正規・非正規間での労働者の賃金格差も大きい状況にあります。

このことは、今年度のフード連合での春闘調査によりますと、醤油製造業においても前年を大きく上回る高水準での賃金引上げがなされましたが、他業種はそれを上回る賃金引上げがなされておきまして、賃上げ率単純平均ということではフード連合の中では 13 業種に分かれておりますが、その 13 業種の中で 12 位という低位にあるという状況であります。

このように、醤油製造業における人材の確保、定着及び他産業への流出防止は、これまで以上に大きな課題となっております。

これまでの実態を踏まえますと、日本の醤油産業を支える千葉県の醤油製造業労働者の相対的地位向上のためにも、特定最低賃金を産業全体で高いレベルでの公正競争を促していくことは重要でありまして、このことが醤油製造業の発展、ひいては我が国の安全安心な食料自給の維持向上につながるというふうに確信をしております。

したがいまして、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持拡大のため、醤油製造業に携わる労働者の最低賃金を確実に引き上げる必要があるというふうに我々は考えております。

以上の理由により、千葉県調味料製造業の特定最低賃金改正を強く求めるものであります。

以上です。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて、一般機器具製造業関係、精密機械器具製造業関係の意見陳述をお願いいたします。

(JAM東京千葉 千葉県連絡会)

JAM東京千葉の千葉県連絡会で事務局長をしております岡田と申します。

本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。

一般機械器具製造業の必要性審議における陳述について申し述べたいと思います。

お手元の資料をご覧くださいと思いますが、生産用機械器具製造業は一般産業用機械、金属加工機械から農業、建設、繊維、軸受け、放送、梱包機、さらにはその他の機械器具部品など、様々な分野の機械器具製造業が含まれております。

製品を作るための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど「ものづくり」製造業を支える基盤的産業・業種となっております。

日本の「ものづくり」の土台である「はん用機械製造業」で働く労働者の最低賃金が、どんな仕事、どんな産業に働く労働者とも同じ最低価格、つまり地域別最低賃金と同額で構わない、というようなことによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないというふうに考えます。

地域別最低賃金よりも少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないか、ということをおおよそ3割以上の労働者が申し出ているということをご尊重いただきたいと思います。

私ども、JAMで景況調査を毎年行っておりますけれども、そこでは、労働力不足の問題が顕在化しておりまして、今後も続くことが推測されております。

製造業においても雇用の逼迫は続いておりまして、中長期的な事業と産業の維持発展に向けて産業間の賃金格差の是正、魅力ある産業の維持と人材不足の解消が必要でございます。

労働者にとって、最も関心が高いのは賃金の安定と水準の高さです。

中小企業の経営状況の厳しさは別途支援策を講じることが適当であって、当該産業の労働者による申し出である賃金については、特定最低賃金として必要性を理解いただきたいというふうに考えます。

特定最低賃金「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業」の申出労組、23 労組の最低賃金額は、千葉県最低賃金 1,076 円を今回の申出労働の一番下のところでも 1,154 円となっておりますので、78 円以上も上回る水準となっております。

また、賃金構造基本統計調査の結果についてですが、裏面に表が載っております。

千葉県内の「はん用機械器具製造業」の賃金水準は、最も低位な時間額は 1,144 円、生産用機械器具製造業の水準は 1,145 円であって、千葉県最低賃金 1,076 円

よりも 68 円上回っているというような実態にあります。

最後に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に定める同種の業種に従事する一般労働者の平均的な賃金の額では、生産用機械器具製造業に関連する職種を見ると、千葉県最低賃金の 1,076 円を大きく上回っている実態にありますので一般機械器具製造業の改正を求めるところでございます。

以上、一般機械器具製造業の意見陳述とさせていただきます。

続きまして、精密機械器具製造業についてでございます。

特定最低賃金の申出労働者は、当該産業で働く労働者の観点から、あるべき水準確保による魅力的な産業の育成と発展に向けて申し出をしております。

また、労働組合がある当該産業労使の自主的賃金交渉結果を未組織の産業労働者に補完し反映させて公正な賃金決定をするとともに、産業企業間の賃金コスト、ダンピング競争を防止して事業の公正競争に資することを目的に申し出をしております。

地域別最低賃金よりも少しでも高い最低規制を求めることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改定の議論をすべきではないかということをも 3 割以上の労働者が申し出ているということを尊重していただきたいと思います。

一般機械器具製造業と同じように賃金構造基本統計調査を見ますと、千葉県内の業務用機械器具製造業の賃金水準は、最も低位な時間額は 100 から 999 人の 19 歳女性のところで 1,119 円となっておりまして、現在の千葉県地域最賃の 1,076 円よりも上回っているというような実態にあります。

裏面については、派遣労働法で定められている「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に千葉県指数を乗じた額で精密機械器具製造業に関連する職種を見ると、千葉県最低賃金 1,076 円を大きく上回る実態にあるということで、精密機械器具製造業も金額改正をお願いしたいというところでございます。

以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて各種商品小売業及び総合スーパーマーケットの陳述をお願いいたします。

(U Aゼンセン)

U Aゼンセンの千葉県支部で次長を仰せつかっておりますと申します。
よろしくお願いいたします。

それでは、2025 年度、まずは、総合スーパーマーケットの最低賃金の新設に関する意見陳述をさせていただきます。

1. 千葉県内の就業者数についてでございます。

既にご提出させていただいている申出書にも記載をさせていただいておりますが、スーパーマーケットでの特定最賃の適用労働者数は 17,680 名中、過半数を超える 63%、11,192 名が企業内協定により地域別最賃を上回る賃金でまず就労させていただいているということをお伝えいたします。

2. 総合スーパーマーケットの賃金水準の実態でございます。

2025 年 8 月 1 日現在、千葉県最低賃金は 1,076 円であり、スーパーマーケットが 59 円上回る 1,135 円で雇用されています。

しかし、隣県である東京の地域別最賃は 1,163 円、スーパーマーケットよりも 28 円高くなっており、このことは千葉県の就労者が県外への流出になっている大きな要因であります。

企業はレジの自動化など設備投資を行っても人手不足の解消にはつながっていないという状況であります。

さらに、今日ここでも特定最低賃金の議論を行われておりますけれども、現在、848 円に固定されたままでございます。

これでは産業価値を高めるところか必要性さえ疑われてしまう状況ではないかと心配をしているところでございます。

3. 産業別の就労者数と賃金についてです。

千葉県内の就労者数は増加しております。

まず、1 表が就業者、2 表が所定内賃金でございますけれども、就業者数の増加は顕著でございますけれども、所定内賃金ではやはり減少しております。

この状況では、優秀な人材の定着が困難になり、労働者の負担がさらに大きくなって、企業経営にも悪影響を及ぼすのではないかとということでございます。

このような人が定着しないというところで「4. 退職理由」というのを付けさせていただきました。

上が全産業の退職理由、それから下が卸小売業の退職理由です。

これは、令和 4 年度の就業構造基本調査から抜粋しております。

退職理由を見ますと、定年というものを除きましてこの卸小売業は、やはり労働条件が悪い、それから、病気や高齢が上位を占めております。

今後、若者の雇用を行わなければならないという中では、この 2025 年の賃上

げ、各企業とも若年層への配分というのは確かに見直されてきております。

しかし、この退職理由の中に「収入が少なかったため」というのが上位にあることから、各産業特定最賃の見直しが雇用の確保に努めるということにも繋がってくるというふうに思っております。

最後に、少し現状について述べさせていただきます。

千葉県内の特定最賃を個別で見えますと鉄鋼業、電子部品・デバイスの製造業の改定は行われております。

しかし、各種商品小売業や自動車小売業など、いわゆる小売業については長年改正が行われておりません。

これは、製造業には熟練技術が必要ですが、小売業は国家資格もなく誰でもできる仕事だからという意味が垣間見えることがあります。

小売業で働いている労働者の現状・状況を少しお伝えします。

胸ぐらを掴まれ引きずられた、土下座を強要された、職場ではこういった悪質なクレームや暴力的要求が後を絶っておりません。

私たちU Aゼンセンの調査によりますと、販売サービス業の現場で働く7割以上の人が何らかの顧客ハラスメントの被害を経験し、そのうち9割が強いストレスを感じています。

具体的な被害内容で最も多いのは暴言で全体の4割近くを占めます。

次いで威嚇、脅迫、同じ内容のクレームの執拗な繰り返しなどが続き、長時間の拘束やセクハラ被害も少なくありません。

中には殺してやるといった命の危険を感じさせる暴言や商品を投げつけられる、足を踏まれるといった暴力行為まで報告されています。

新型コロナウイルス感染の拡大時期においては、医療・介護・福祉・保険・教育・公共交通・ライフライン・物流・小売業など、社会生活を維持する上で不可欠なエッセンシャルワーカーへの暴力や暴言といった顧客ハラスメントが顕在化してきました。

しかし、小売業や介護・福祉など労働者に対し、あなたたちはエッセンシャルワーカーなので大切な仕事ですと労働者に言っているのですけれども、現実には最低賃金に張り付いた状態で働いています。

私たちの仕事、そんな状況の中でも、私たちの仕事に誇りを持ちながら働いている人も現実でございます。

社会の基幹労働者となっている短時間労働者の処遇改善に目を向け、千葉県の小売業を牽引している総合スーパーに特化した特定最賃を新設することで、産業間・企業規模格差、ならびに正社員との格差是正に取り組み、労働者の生活の安定と他産業への労働力の流出を食い止める必要があります。

こういった理由で意見陳述をさせていただきます。

続いて、小売業に関する特定最賃に関する意見陳述でございますが、基本的な資料は同じでございます。

違うところは、1番目の就業者数が22,369名中、ちょうど50%に当たる11,192名が企業内協定により最賃を上回る数字で働いているということでございます。

それから、最後の4ページ目の下段3行目の文章だけ変えさせていただいておりますので、ここはお読みいただければというふうに思います。

以上、陳述をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、続いて自動車小売業の意見陳述をお願いいたします。

(自動車総連千葉地方協議会)

自動車総連千葉地方協議会で議長を仰せつかっておりますと申します。

本日は、このようなお時間、場所をいただきまして誠にありがとうございます。

私からは、自動車新車小売業、こちらの特定最低賃金の「必要性あり。」をどうかお願いをしたいということで参っております。

3枚資料がございますけれども、1枚目はお読み取りをいただきたいと思っております。

1ページ目の最低賃金の推移もご確認をいただければ明白かというふうに思っております。

何より一番見ていただきたいのは最終ページになります。

今ほど配らせていただいたので、全部お読みいただけていないかと思っておりますので、多少読みながらお願いをしたいと思っております。

自動車新車小売業というものは、メニューは皆さんが思いつくのは、カーディーラーとかそういったところだと思います。

新車小売業の中には「営業マン」と呼ばれる販売員がおります。

さらには、自動車のメンテナンスをする整備士も含まれております。

皆様もお車をお使いになられて、メンテナンスなどでご利用いただいているケースもあると思っておりますけれども、そのエンジニア、整備士の不足が我々産業の喫緊の課題となっております。

成り手不足もございますし、あと、少子高齢化による専修学校への就学者数も毎年右肩下がりの状況でございます。

数年前から外国籍のエンジニアを雇用させていただいておりますが、非常に

優秀な外国籍のエンジニアも多いですけれども、どうしても帰国をしてしまうとか、そういったところで定着がなかなか進まないという状況がございます。

また、整備士だけではなく営業マンも、最近の車の安全装置の普及に伴いましてかなりの商品知識だったりとか、補助金関係の知識、そういったところも必要とされている傾向がございます。

そのような中で、やはり人が取れないとか定着しない。

これは企業間、労使交渉で職場環境の改善だったりとか、賃金を引き上げ、こういったところを労使間で実施はしておりますけれども、労働組合がない企業が県内ですと、先ほど労働局に提出をさせていただいた適用労働者数は約 60%の数値で申し出をさせていただいておりますが、残りの 4 割は労働組合がないところで従事されている方が多くございます。

そのような中で、やはり労使の話ができないところもございますし、そういったときはやっぱり法的観点から引き上げをしていただく、こういった必要性があるのではないかなというふうに認識をしております。

先に陳述をされた方々が皆さん素晴らしい言葉ばかり発言されていたので、気持ちだけでお話をして申し訳ないなと思っておりますけれども、本当に自動車産業というのは日本の基幹産業になります。

地方に行けば行くほど車が必要になりますし、そういったところで整備士、販売スタッフ、こういった方がいなくなるということのは、やはり日本経済の衰退に繋がるのではないかなというところと、皆様がお使いいただいている車、これをメンテナンスができない状態になったら安心して車を使えるでしょうか。

あとはさらに、物流です。

皆さんも通販でお買い物とかをされて当たり前のように届けていただいているのですが、その「届く」という機能が限られてくるといった事態に陥る可能性というのが、非常に我々自動車産業としては危惧をしているところでございます。

ですので、高度な技術であったり、商品知識、こういったものに従事している我々自動車新車小売業、こちらの特定最低賃金の引上げを何卒「必要性あり。」というところをお願いをしたいと思っております。

最後になりますが、ちょっとこれは業種というか、機械は違いますが、メンテナンスをしない車に乗ることも怖いと思いますが、メンテナンスをしない飛行機に皆さん乗れますか、というところを最後発言させていただいて、意見陳述とさせていただきます。

ぜひ、自動車新車小売の「必要性あり。」をよろしく願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま、6業種4名の方からご説明いただきました。

皆様、お疲れ様でした。

ありがとうございます。

これまでの陳述についてお尋ねしたいことがある方は、発言をお願いいたします。

(委員長)

スーパーマーケットの意見記述の中で、退職理由のアンケートが書いてありますけど、「労働条件が悪かったため」というのは「収入以外の労働条件」というような感じでアンケートを取っているのでしょうか。

「収入」は労働条件で重要なところだと思うのですが、「収入」以外で「労働条件が悪かった」ということでよろしいのでしょうか。

(U A ゼンセン)

こちらは、令和4年の就業構造基本調査の数字を表示しておりますので「労働条件の中」に「収入」が入っていない、というふうに見て取れると思います。

(委員長)

承知しました。ありがとうございます。

ほか、委員の皆様、ご質問などはよろしいでしょうか

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ご質問などないようですので、陳述人の皆様大変お疲れ様でした。

《陳述人退出》

(委員長)

次に議題(3)の「特定最低賃金の決定及び改正決定の必要性について」に入ります。

本日の必要性審議はいかがでしょうか。

(労働者代表委員)

よろしいでしょうか、特別小委員会の委員が全ての産業に関わっている委員ではないので、本日の意見陳述を一旦持ち帰っていただいて、次回の第2回の特別小委員会の中で必要性の判断をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(委員長)

使用者側は、これについてご意見はいかがでしょうか。

(使用者委員)

我々といたしましても、本日の意見陳述を持ち帰りまして、検討しまして、次回の委員会の中で判断させていただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、本日は審議せずに、意見陳述を持ち帰っていただいて、第2回目の特別小委員会で審議するということだと思います。

それでは、事務局から次回の特別小委員会について、日程の説明をお願いします。

(賃金室長)

今のところ、次回の特別小委員会の日程については、8月21日午前9時30分、または8月25日9時30分からのいずれかに開催予定となっております。

第2回目の特別小委員会は、第4回目の審議会と同じ日の9時30分から開催することとしておりますが、専門部会の開催状況により、変更になる場合がございます。

日程が確定しましたら、委員の皆様にはメールでご連絡をさせていただきたいと存じます。

また、先日配布しました日程表をお持ちの方は、8月21日と8月25日の欄に「特小」と記載があり、特別小委員会の開催時間はいずれも午前9時30分からと、本審議会の前に開催となりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

そうしますと確認ですが、21日に開催しない場合には25日になるということですね。

(賃金室長)

はい。その通りでございます。

状況次第で変更になる場合がございますので、決まり次第メールで連絡いたします。

(委員長)

わかりました。

そのほか、何かご質問、ご意見はありますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

よろしいですか

《はい。結構です。旨の声》

(委員長)

それでは、ご意見などございませんようですので、本日の特別小委員会は閉会といたします。

ありがとうございました。